

姫路市生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援事業実施 要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第7条第2項第2号の規定に基づき、生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援事業を実施し、もって当該中学生等の全日制高等学校の進学率の向上及び当該高校生の確実な卒業を図り、就職に必要な要件を満たすことによって、長期的な自立の促進につなげることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「本事業」とは、姫路市生活困窮世帯の中学生等及び高校生への学習支援事業をいう。

2 この要綱において「中学生等」とは、中学生(義務教育学校の後期課程に在学する者を含む。)及び高等学校全日制課程の受験又は受検(以下「受験等」という。)をしようとする者をいう。

3 この要綱において「生活困窮世帯」とは、第14条の規定により本事業の申込みをした日(以下「申込日」という。)において次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

(1) 申込日の属する月における本事業の利用を希望する中学生等及び高校生の属する世帯の収入の額及び当該世帯の世帯主と生計を一にする別居の配偶者、子及び父母(以下「配偶者等」という。)の収入の額を合計した額が、申込日の属する年度(申込日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、その前年度)分の市町村民税均等割の非課税限度額を1.2で除した額に、生活保護法による保護の基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)に定める住宅扶助基準額を加えた額以下である世帯

(2) 生活保護受給世帯

(3) 児童扶養手当全部支給世帯

(本事業の対象者)

第3条 本事業は、生活困窮世帯に属する中学生等及び高校生のうち、他の制度等における学習支援（当該中学生等及び高校生が在学する学校で実施される学習支援を除く。）を受けていないものを対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は特に必要と認める者を本事業の対象者とすることができる。

（支援内容）

第4条 本事業では、厚生労働省が定める生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領に基づき、第1号又は第2号のいずれかの支援に併せて第3号から第8号までの支援を行うものとする。

- (1) 学習教室による学習支援
- (2) 個別訪問又は来所による学習支援
- (3) 日常生活、部活動及び家庭学習に関する修学支援
- (4) 居場所づくり支援
- (5) 進学に関する情報の提供支援
- (6) 高等学校合格者の入学手続等に関する支援
- (7) 保護者に対する養育支援
- (8) 体験活動等

2 前項第1号、第4号から第6号まで及び第8号の支援は、原則として中学生等に対して行うものとする。

3 市長は、第1項第1号及び第2号の支援について、別に利用定員を定めるものとする。

（学習教室による学習支援）

第5条 前条第1項第1号の学習教室による学習支援においては、学習教室で受験等に向けた学習の機会を提供する支援を行うものとし、当該支援の実施に当たり、市長は、次に掲げる支援員を配置し、当該業務に当たらせるものとする。

- (1) 学習支援統括責任者 学習教室に供する会場の管理運営、学習支援員への指導及び指示、緊急時の対応等学習教室の統括を適切に行うこ

とができる者

- (2) 学習支援員 中学生等への学習支援を適切に行うことができる者
(個別訪問又は来所による学習支援)

第6条 第4条第1項第2号の個別訪問又は来所による学習支援においては、家庭状況及び通学状況に応じ、個別訪問又は来所により学習の機会を提供する支援を行うものとし、当該支援の実施に当たり、市長は、学習支援員(中学校教員免許を有する者又は学習塾等で中学生等の学習指導経験を有している者で、かつ、高等学校受験等に関する指導経験を有する者に限る。)を配置し、当該業務に当たらせるものとする。

(日常生活、部活動及び家庭学習に関する修学支援)

第7条 第4条第1項第3号の日常生活、部活動及び家庭学習に関する修学支援においては、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 規則正しい生活を営むよう助言及び指導を行うこと。
- (2) 部活動への参加を勧奨し、学習との両立に関する助言及び指導を行うこと。
- (3) 家庭学習の進め方、学習の進捗具合及び学習内容の理解度を確認し、状況に応じた助言及び指導を行うこと。

(居場所づくり支援)

第8条 第4条第1項第4号の居場所づくり支援においては、学習支援員による相談支援や子ども同士の学び合い等を図ることができるような子どもが安心して過ごすことができる場所の提供等の支援を行うものとする。

(進学に関する情報の提供支援)

第9条 第4条第1項第5号の進学に関する情報の提供支援においては、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 学力及び進路希望を把握し、適正な受験等先の選定についての助言を行うこと。
- (2) オープン・ハイスクール等入試関連イベントの情報の提供及び参加

の勸奨を行うこと。

(高等学校合格者の入学手続等に関する支援)

第10条 第4条第1項第6号の高等学校合格者の入学手続等に関する支援においては、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 高等学校入学手続について、必要となる経費やその額についての情報の提供、必要に応じた貸付制度等の案内等及び入学手続支援を行うこと。
- (2) 受験等の結果不合格となった場合の進路決定に対する助言及び指導を行うこと。

(保護者に対する養育支援)

第11条 第4条第1項第7号の保護者に対する養育支援においては、同項第1号から第6号までの支援の実施に伴い必要となる保護者への支援を行うものとする。

(体験活動等)

第12条 第4条第1項第8号の体験活動等においては、共同作業や年中行事等の体験、社会見学等の実施を通じ、自己有用感や社会性の醸成、将来の進路選択を考えるきっかけづくり等の支援を行うものとする。

(費用の負担)

第13条 本事業による支援を受けるための費用は、次に掲げるものを除き、無料とする。

- (1) 学習教室等までの交通費（駐輪場代等を含む。）
- (2) 任意で受ける模擬試験等の受験費用
- (3) 前条の体験活動等の実施に当たり実費負担することが適当と思われる経費

(申込み)

第14条 本事業の利用を希望する者の保護者は、市長に姫路市学習支援事業利用申込書（様式第1号。以下「利用申込書」という。）を提出しなければならない。

(利用者の決定)

第15条 市長は、利用申込書を受理したときは、当該利用を希望する者が第3条第1項の要件に該当するか否か、及び第4条第3項の規定により定めた利用定員（以下「利用定員」という。）内であるかを確認し、本事業の利用の可否等を決定するものとする。この場合において、当該利用を希望する者の数が利用定員を超過したときは、市長が別に定める選考方法により利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項後段の規定による選考の結果、本事業を利用させないことを決定した者については、待機順を決定するものとする。

3 市長は、第1項の規定により利用を決定したときは、当該申込者である保護者に対し、姫路市学習支援事業利用決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

4 市長は、第1項の規定により利用の申込みを却下したときは、当該申込者である保護者に対し、姫路市学習支援事業利用却下通知書（様式第3号）を交付するものとする。

5 市長は、第2項の規定により待機順を決定した者の保護者に対し、姫路市学習支援事業利用待機決定通知書（様式第4号）を交付するものとする。この場合において、同通知書には待機番号を明記するものとする。

(利用の中止)

第16条 市長は、前条の規定により本事業の利用を決定した者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を中止させることができる。

(1) 第3条第1項の要件を満たさないことが明らかになった場合

(2) 他の利用者の利用に支障を来す行為があり、学習支援員の指導に従わない場合

(3) 第4条第1項第1号又は第2号の支援において、1月当たりの参加率が5割未満の月が2月連続した場合

(4) 第4条第1項第1号又は第2号の支援において、正当な理由なく無

断で参加しないことが2回以上あった場合

(5) 姫路市外へ転居した場合

(6) その他市長が本事業の利用継続が困難と判断した場合

2 前項の規定により本事業の利用の中止を決定したときは、市長は、当該利用者の保護者に対し、姫路市学習支援事業利用中止通知書（様式第5号）を交付するものとする。

（利用の辞退）

第17条 転居、転校その他やむを得ない理由で本事業を利用できなくなった利用者の保護者は、姫路市学習支援事業利用辞退申出書（様式第6号）を市長に提出し、利用を辞退することができる。

（欠員発生時）

第18条 市長は、前2条の規定により第4条第1項第1号又は第2号の支援の利用定員に欠員が生じたときは、当該欠けた利用者と同学年等の者を新たに利用者として決定するよう努めるものとする。この場合において、第15条第5項の規定により姫路市学習支援事業利用待機決定通知書を交付しているときは、同通知書の待機番号順に当該申込者である保護者に対して利用を勧奨するものとする。

（利用の期間）

第19条 本事業を利用することができる期間は、申込日の属する年度の年度末までとする。

（業務委託）

第20条 市長は、本事業の実施に当たり、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものであって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他市長が適当と認める法人に、業務の全部又は一部を委託することができる。

（暴力団員等と関係を有する事業実施者の排除）

第21条 市長は、前条の規定による委託を受けた者が、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第2条第1号に規定する暴力

団若しくは同条第 2 号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものであると認めた場合は、直ちに当該事業委託を中止し、必要に応じて、当該支援の対象者に対し他の支援の適用を検討するものとする。

(補則)

第 2 2 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 2 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 1 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。